

# 各省令案の概要

## ○標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第87号) (以下、「標準方式」という。)

高度化方式に係る伝送路符号化方式、多重化方式、映像符号化方式、音声符号化方式及び限定受信等の技術基準を3章の2及び3章の3として整備。また、各方式の詳細な規定は告示で整備。

### 第3章の2 地上放送高度化方式に係る以下の規定

- 用語の定義【第2条※1、第23条の4】
- 多重化【第23条の6】
- 映像符号化【第23条の15・16】
- 音声符号化【第23条の17・18】
- 限定受信【第23条の19】
- 伝送路符号化【第23条の7～14】

- 第3章の2・第3章の3の規定に係る別表

### 第3章の3 階層分割多重方式・次世代方式に係る以下の規定

#### 第1節 次世代方式に係る以下の規定

- 伝送路符号化【第23条の22・23】
- 映像符号化等の技術基準を準用【第23条の24】

#### 第2節 階層分割多重方式に係る以下の規定

- 多重化【第23条の26】
- 伝送路符号化【第23条の27～29】
- 映像符号化等の技術基準を準用【第24条】

※1 第1章に含まれる条文である。また、第3章の3に係る用語の定義を含む。

## ○無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)

標準方式に定める高度化方式の周波数使用条件に関する技術基準等を整備。

### 周波数使用条件に関する技術基準

- 適用の範囲【第37条の27の9】
- 周波数の許容偏差【別表第1号】
- 占有周波数帯幅の許容偏差【別表第2号】
- スプリアス発射又は不要発射の強度の許容偏差【別表第3号】
- 変調波スペクトルの許容範囲【別表第4号の8の8】

### その他

- 既に放送が終了したアナログテレビジョン放送用の規定を削除
- それに伴う項ズレ修正※2

※2 項ズレに伴う「特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和56年郵政省令第37号)」のハネ改正を含む。